

No.		更新日
1	全体:キャンペーンの他事業	
	問	「給湯省エネ2026事業」と「賃貸集合給湯省エネ2026事業」の違いはなんですか
	回答	給湯省エネ2026事業は、持ち家、賃貸等によらず高効率給湯器（エコキュート/ハイブリッド給湯機/エネファーム）の導入に補助を行う事業です。また、既存住宅では同時に行う電気蓄熱暖房機や電気温水器の撤去にも補助を行います。 賃貸集合給湯省エネ2026事業は、既存の賃貸集合住宅に特化して、オーナー等が従来型給湯器から小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ/エコフィール）への交換を行う場合に補助を行う事業です。また、同時に行うドレン排水ガイドの敷設やドレン水排水工事を行う場合にも補助を行います。
2	全体:過去事業	
	問	「給湯省エネ2026事業」（本事業）と「給湯省エネ2025事業」（過去事業）の違いはなんですか
	回答	いずれの事業も、特に省エネ効果が高い高効率給湯器（エコキュート/ハイブリッド給湯機/エネファーム）の導入に対して補助を行う事業です。 本事業は、令和7年度事業の実績を踏まえて、より省エネ性能の高い給湯器へ補助を行うべく基本となる性能要件の引き上げを行いました。 詳しくは、本事業のホームページをご確認ください。
3	全体:予算	
	問	予算上限に達した場合は申請期限前でも交付申請の受付を終了する可能性がありますか（予算がなくなったら終了ですか）
	回答	定められた予算額に達した時点で交付申請（予約を含む）の受付を終了する予定です。申請の受付を終了する時期は、交付申請予算の状況に応じて、各事業それぞれ公表します。
4	全体:交付申請	
	問	誰が申請手続きを行いますか
	回答	本事業は、事務局に登録された住宅省エネ支援事業者（高効率給湯器の販売事業者、ハウスメーカー、エネルギー小売事業者等）の申請手続きに基づき補助を行う事業です。 給湯器導入者（施主、購入者、家主、貸主または借主、管理組合）は、契約を締結した住宅省エネ支援事業者を通じて本補助金の還元を受けます。
5	全体:交付申請	
	問	一般消費者が登録や申請を行うことはできますか
	回答	できません。 交付申請はオンラインに限定しており、申請書類も複雑であることから予め住宅省エネ支援事業者として登録した事業者が手続きを代理で行う制度としています。
6	全体:交付申請	
	問	交付申請に費用はかかりますか
	回答	事務局が交付申請費用を請求することはありません。 ただし、申請に必要な証明書類の準備や、申請手続きを代行する事業者の手数料等に費用がかかることがあります。
7	全体:交付申請	
	問	交付申請の手続きについて、事業者等が消費者へ手数料を請求してもよいですか
	回答	事業者と消費者間の手数料について特に定めはありません。 ただし、手数料を設定する場合、事業者は消費者に対して金額や内容について事前によく説明し、両方で合意を行ってください。 なお、手数料の有無や金額、内容について、共同事業実施規約に記載いただきます。
8	全体:補助金	
	問	交付された補助金は、課税対象になりますか
	回答	個人が補助金の交付を受けた場合、補助金は一時所得に該当するため、一定額以上は申告が必要です。 ただし、本補助金は、所得税法第42条第1項(国庫補助金等の総収入金額不算入)に規定する「国庫補助金等」に該当しますので、所定の手続きにより所得の算入から除外できる場合があります。また、住宅ローン減税等を併用する場合、住宅の取得価格等から控除する必要があります。詳しくは、税務署等にご確認ください。 法人が補助金の交付を受けた場合、収入に該当しますが、圧縮記帳の対象にできる場合があります。 詳しくは税務署や税理士にご確認ください。
9	全体:補助金	
	問	還元方法を「現金で支払う方法」にした場合、方法に指定はありますか 銀行振込や、事業者の独自ポイントでもよいですか
	回答	還元方法「現金で支払う方法」は、銀行振込を利用することをお勧めします。 振込手数料の負担は双方で協議してください。 なお、事業者の独自ポイントは現金にあたらないため、還元方法として指定できません。
10	全体:補助金	
	問	給湯省エネ2026事業と、他の補助金との併用は可能ですか
	回答	高効率給湯器を補助対象や、加算の対象に含む国の他の補助制度との併用はできません。 本事業と一体的に行う本キャンペーンの4つの事業については、補助対象が重複しない場合は併用可能です。
11	全体:J-クレジット	
	問	J-クレジット制度とはなんですか
	回答	J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO2等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO2等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。 詳しくはJ-クレジット制度のホームページをご確認ください。 https://japancredit.go.jp/
12	全体:J-クレジット	
	問	J-クレジット化に協力とはなんですか
	回答	J-クレジット制度に基づいて、本事業の補助対象製品を設置した共同事業者のCO2削減量をクレジット化するために、事務局が指定するJ-クレジット事業実施団体または、地方公共団体・民間団体等が管理するプログラムへ入会いただきます。 なお、事務局が指定するJ-クレジット事業実施団体に入会する場合は、下記情報を事務局が当該団体へ提供させていただきます。 提供する情報は、氏名、住所、電話番号、交付決定番号、交付決定日、製造事業者等名、補助金交付額、設置台数、品名番です。 また、後日J-クレジット事業実施団体からモニタリングのご協力依頼の連絡がございます。

No.		更新日
13	全体:J-クレジット	
問	J-クレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体とはどこですか	
回答	事務局が指定するJ-クレジット事業実施団体への入会を申請した交付申請者は、交付決定後、「J-グリーン・リンケージ倶楽部」へ入会いただきます。(入会手続きは事務局が行います。)詳しくはJ-グリーン・リンケージ倶楽部のホームページをご確認ください。 https://j-greenlinkage.go.jp/ 問い合わせ先: 北電総合設計株式会社 0120-062270 (受付期間: 平日9:00-12:00、13:00-17:00) なお、地方公共団体又は民間団体等が管理するプログラムに参加を申請した場合は、各団体が運営している実施団体に入会することとなります。それぞれのプログラム主体者にご確認ください。 https://japancredit.go.jp/project/index.php#result	2026/02/16
14	全体:J-クレジット	
問	「J-グリーン・リンケージ倶楽部」に入会すると何をする必要がありますか	
回答	入会後は、無作為に選ばれた方々に対し、年1回のモニタリング(削減量等の計測)等への調査の協力を行います。協力いただいた調査をもとに、実際の温室効果ガスの排出削減・吸収量を算定します。モニタリング等の調査については、J-グリーン・リンケージ倶楽部から送付する協力依頼と同封するマニュアルをご確認ください。(費用負担は発生しません)	2026/02/16
15	全体:共同事業実施規約	
問	共同事業実施規約の締結前に工事を行ってもよいですか	
回答	構いません。 補助金が契約金額や契約の締結に影響を与える場合もあることから、補助の対象となる契約と同時に締結することを推奨しています。すでに工事請負契約を締結している場合は、交付申請(予約を含む)の提出までに締結を行っていただければ構いません。	2026/02/16 2026/03/12
16	全体:共同事業実施規約	
問	共同事業実施規約において、乙(共同事業者)の押印はどの判子を押す必要がありますか(自署でよいですか)	
回答	乙(共同事業者)が法人の場合など、押印が必要となる場合は、補助の対象となる契約と同じ印鑑を押してください。 なお、乙が個人であり、本人が自署する場合は、押印不要です。	2026/03/12
17	全体:共同事業実施規約	
問	共同事業実施規約において、甲(補助事業者)の押印はどの判子を押す必要がありますか(個人事業主の場合、自署でよいですか)	
回答	甲(補助事業者)は、押印が必要です。 法人の場合は、契約書の締結者と同じ者が記名し社印を押印してください。法人としての締結に個人印は認められません。 個人事業主の場合、実印(事業者登録申請書と同じ印)を押印してください。	2026/03/12
18	全体:共同事業実施規約	
問	補助の対象となる契約の締結と、共同事業実施規約の締結のタイミングが異なったため、契約書を締結した際の法人の代表者と、共同事業実施規約を締結した際の法人の代表者が異なりますがよいですか	
回答	差し支えありません。 補助の対象となる契約を締結できる役職者が締結してください。	2026/03/12
19	全体:共同事業実施規約	
問	共同事業実施規約について、条項の追加や編集を行ってもよいですか	
回答	指定様式の変更(編集)はできません。 追加等の必要がある場合は、別途、覚書等を作成し締結してください。	2026/03/12
20	全体:共同事業実施規約	
問	共同事業実施規約に誤記入した場合、訂正印を利用して修正してもよいですか	
回答	訂正はできません。 正しい情報で作成しなおしてください。 なお、訂正の有無にかかわらず、提出された書類で確認事項が生じた場合は別途ご連絡いたします。	2026/03/12
21	全体:共同事業実施規約	
問	共同事業実施規約の「手数料」とは何について記載すればよいのですか	
回答	申請手続きにおいて、補助事業者が共同事業者へ手数料として請求する内容について、両者で協議し合意した内容を記載してください。 なお、トラブルを避けるために予め手数料について確認、記載を求めるもので、手数料を設定することを推奨しているものではありません。	2026/03/12
22	全体:省エネ性能ラベル	
問	省エネ性能ラベルはどこから発行すればよいですか	
回答	建築物の省エネ性能ラベル 「(一社)住宅性能評価・表示協会」のHPに公開されている、「省エネ性能ラベル等作成プログラム(自己評価)」から作成してください。 https://bels.hyokakyoukai.or.jp/self/calc 省エネ性能ラベルの概要は、以下の内容をご確認ください。 建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度 https://www.mlit.go.jp/shoene-label/	2026/03/12
23	全体:省エネ性能ラベル	
問	省エネ部位ラベルはどこから発行すればよいですか	
回答	既存住宅の省エネ部位ラベル 「(一社)住宅性能評価・表示協会」のHPに公開されている、「省エネ部位ラベル作成プログラム」から作成してください。 https://shoenebui.label.hyokakyoukai.or.jp/ 省エネ部位ラベルの概要は、以下の内容をご確認ください。 建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度 https://www.mlit.go.jp/shoene-label/	2026/03/12

No.		更新日
24	全体:省エネ性能ラベル	
	<p>問 施工業者である補助事業者は、販売・賃貸を行わないが省エネ性能ラベル等の発行が必要ですか</p> <p>回答 本事業の交付申請を行う場合は、補助事業者が共同事業者へ省エネ性能ラベル等の配布を取り決める必要があります。2024年4月より、住宅を販売・賃貸する事業者に対し、省エネ性能を表示することが努力義務となりました。省エネ改修等の補助を受けた住宅については、販売・賃貸の予定の有無にかかわらず、施工業者を含む補助事業者が省エネ性能ラベル等を発行してください。</p>	2026/03/12
25	全体:省エネ性能ラベル	
	<p>問 本事業で省エネ性能ラベル等の発行が必要なのはなぜですか</p> <p>回答 省エネ性能表示制度については、省エネ性能の高い建築物・住宅が選ばれる市場を整備することを目的としています。本キャンペーンでは、省エネ性能ラベル等を発行することで、一般消費者に対して住宅の省エネ性能についてより意識していただくとともに、補助金の交付を受けた住宅が将来、賃貸・売買される際に活用いただくためにご協力いただくものです。</p>	2026/03/12
26	全体:省エネ性能ラベル	
	<p>問 省エネ性能ラベル等を配布する方法に指定はありますか (データでも良いか、印刷の大きさ等に指定はありますか)</p> <p>回答 指定はありません。ラベルの発行プログラムからは、PDFもしくはJPEGのデータで出力されます。補助事業者から共同事業者へ発行したラベルを渡す際は、データ、印刷物いずれでも構いません。配布方法、手段を含め、双方で取り決めてください。</p>	2026/03/12
27	全体:省エネ性能ラベル	
	<p>問 共同事業者は配布された省エネ性能ラベル等を、住宅に掲示する必要がありますか</p> <p>回答 省エネ性能ラベル等は対象住宅を賃貸する際に行う入居者募集や売却する際に利用するものです。それ以外の時期は掲示の義務はありません。</p>	2026/03/12
28	全体:省エネ性能ラベル	
	<p>問 省エネ部位ラベルを発行する際、チェックをいれる製品は本事業の交付を受けた製品のみでよいですか</p> <p>回答 本事業での取り決めにより発行する省エネ部位ラベルは、補助対象工事を含む契約に含まれる工事全体について、該当するラベルを発行してください。省エネ部位ラベルを発行する際、窓もしくは給湯器は必須項目です。新築時や過去のリフォームによって行われた個々の工事（設備）について記載することは任意です。性能が確認できる工事（製品）のみチェックを行ってください。</p>	2026/03/12
29	全体:省エネ性能ラベル	
	<p>問 省エネ性能ラベル等について「配布について取り決めた」とは、事業者の担当者は具体的に何をすればよいのですか</p> <p>回答 補助事業者は、共同事業者に対して以下を行ってください。 ・省エネ性能表示制度について共同事業者へ説明してください。 ・補助対象工事を含む契約に含まれる工事について、省エネ性能ラベル等を発行し、共同事業者が受け取るまでを行ってください。（共同事業者は受け取りを拒否しないでください） ・省エネ部位ラベルが発行できない工事である場合は、発行できない理由とともに省エネ部位ラベルの概要について正しく説明を行ってください。</p>	2026/03/12